

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年五月十一日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（規則一 三）の一部を次のように改正する。

別表第一勝浦町の町長部局の項中「室長」を「室長 主幹」に改め、同町の教育委員会事務局の項中「局長 主幹」を「局長」に改め、同表上勝町の町長部局の項中「課長」を「参事 課長」に改め、同町の教育委員会事務局の項中「局長」を「局長 主幹」に改め、同町の診療所の項中「主幹」を「事務長 看護師長」に改め、同表神山町の町長部局の項中「総務課課長補佐（人事、財政又は行政担当の課長補佐に限る。）」を「総務課課長補佐 総務課財政係長」に改め、同町の教育委員会事務局の項の次に次のように加える。

農業委員会事務局	局長
----------	----

別表第一那賀町の会計課の項中「副課長」を「課長 副課長」に改め、同町の相生包括ケアセンターの項の次に次のように加える。

保健センター	センター長
--------	-------

別表第一牟岐町の小学校の項及び中学校の項中「校長」を「校長 副校長」に改め、同表海陽町の診療所の項中「所長」を「所長 事務長」に改め、同表北島町の保健相談センターの項を削り、同町の図書館・創世ホールの項中「館長」を「所長 館長」に改め、同表藍住町の町長部局の項中「産業支援担当の」を「産業支援室長を兼ねる」に改め、同表上板町の技の館の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。